

総務委員会資料

報告 令和 3 年市長選挙及び衆議院議員総選挙における選挙公報の配布業務について

資料 令和 3 年市長選挙及び衆議院議員総選挙における選挙公報の配布業務について

令和3年市長選挙及び衆議院議員総選挙における選挙公報の配布業務について①

1 これまでの経過

令和2年7月	・市政だよりの年度内の町内会を通じた配布方法の休止決定 ・選挙公報の配布方法の検討開始
令和2年9月1日	・川崎市全町内会連合会役員会において、当面の間、選挙執行における選挙公報の配布を町内会に依頼しないことについて説明
令和3年3月2日	・川崎市全町内会連合会役員会において、 令和3年中に執行が予定される選挙における選挙公報の配布方法を「事業者による配布」に変更することについて説明
令和3年6月30日	・ 市長選挙における選挙公報の配布業務について、指名競争入札により受託者決定 （㈱メディア・ソリューション・センター）
令和3年10月初旬	・ 市長選挙における選挙公報の受託者から衆議院議員総選挙での受託について、短期間での配布体制が確保できないことから、不可との連絡 ・ 市長選挙における応札業者に対し、応札額の安価な業者から順次打診 ・ 衆議院議員総選挙における選挙公報の配布業務について、全市一括の配布業務ではなく、区ごとの配布業務として業者の選定を開始
令和3年10月19日	【衆議院議員総選挙の公示日】
令和3年10月19日	衆議院議員総選挙における選挙公報の配布業務について、特命随意契約により契約締結 宮前区の一部 ：㈱こころざし 中原区 ：㈱アト 麻生区 ：㈱メディア・ソリューション・センター
令和3年10月22日	衆議院議員総選挙における選挙公報の配布業務について、特命随意契約により契約締結 高津区・宮前区の一部・多摩区 ：日本通運㈱川崎支店
令和3年10月23日・24日 【北部エリア】	衆議院議員総選挙における選挙公報の配布開始 (高津区、宮前区、多摩区、麻生区)
令和3年10月25日	衆議院議員総選挙における選挙公報の配布業務について、特命随意契約により契約締結 川崎区・幸区 ：(有)地域文化振興社
令和3年10月25日 【南部エリア】	衆議院議員総選挙における選挙公報の配布開始 (川崎区・幸区・中原区)
令和3年10月29日	【市長選挙・衆議院選挙の選挙公報の法定配布期限】
令和3年10月31日	【市長選挙・衆議院議員総選挙の選挙期日】

2 衆議院議員総選挙における選挙公報等のポスティング業務費用

行政区	世帯数 (概算)	割り返し 単価 (税込)	受託者別契約額 (税込) (単位：円)	受託者名
川崎区	131,250	38.5	8,444,975	(有)地域文化振興社
幸区	88,100			
中原区	136,400	37.4	5,101,360	㈱アト
高津区	116,300	129.8	40,663,234	日本通運㈱川崎支店
宮前区の一部	83,500			
多摩区	113,500			
宮前区の一部	16,300	123.5	2,013,848	宮前郵便局
宮前区の一部	7,900	46.2	364,980	㈱こころざし
麻生区	83,200	37.4	3,111,680	㈱メディア・ソリューション・センター
計	776,450		59,700,077	

参考：第20回川崎市市長選挙等における選挙公報のポスティング業務費用

全市	772,400	15.4	11,933,350	㈱メディア・ソリューション・センター
----	---------	------	------------	--------------------

3 「衆議院議員総選挙における選挙公報の配布業務（高津区・宮前区（一部）・多摩区）」に対する調査とその結果

受託者に対して、当該委託業務の履行内容等に係る事実確認の調査を実施

(1) 調査の方法

- ・受託者との面談によるヒアリング（3月17日、3月30日、4月6日、4月11日、4月12日）
- ・受託者への電話による確認（3月中旬～4月中旬）
- ・受託者への報告資料の提出指示
- ・一部の町内会への市職員の訪問による状況確認（4月初旬）

令和3年市長選挙及び衆議院議員総選挙における選挙公報の配布業務について②

(2) 調査結果

ア 業務履行における主な作業等のスケジュール

契約締結	令和3年10月22日
選挙公報の受領・3種類の選挙公報のセット組み作業	令和3年10月23日～10月26日
各世帯への配布作業	令和3年10月25日～10月29日
未配布世帯への再配布対応期間	令和3年10月25日～10月31日

イ 実施した業務全体の管理・運営等に伴う業務内容

	業務内容
①	業務に携わる社員・協力企業への教育実施
②	選挙公報の受け入れ・保管場所の確保
③	選挙公報の保管・荷捌き作業及びその進捗管理
④	3種類の選挙公報のセット組み作業及びその進捗管理
⑤	選挙公報の保管場所から区ごとの配布拠点への移送
⑥	配布工程の作成と進捗管理
⑦	区ごとの配布拠点から各世帯への配布
⑧	区ごとの選挙公報の配布管理
⑨	区ごとの進捗報告書の作成と配布状況の報告
⑩	区ごとの緊急対応のための待機車両及び人員の確保、再配布業務
⑪	総括責任者及び管理責任者（各区1名）の配置
⑫	各区選挙管理委員会事務室担当者と総括責任者及び管理責任者との連絡体制の構築と連絡用の専用回線の確保
⑬	業務遂行上必要な資器材の準備・確保
⑭	配布拠点等に残った選挙公報の回収・返却
⑮	空パレットの回収

ウ 契約金額の業務区分別の内訳金額

注：丸数字は：「イ 実施した業務全体の管理・運営等に伴う業務詳細」の各業務内容

業務区分	金額（税込、単位：円）
選挙公報の受け入れ、一時保管、3種類の選挙公報のセット組み、配布拠点への移送（①～⑤）	5,331,568
配布拠点から世帯への配布（①、⑥～⑫）	31,788,020
配布拠点等に残った選挙公報及び資器材の回収・返却（①・⑭・⑮）	154,286
資器材の準備経費・諸経費・営業管理費（⑬）	3,389,360
計（契約金額）	40,663,234

エ 再委託及び再々委託の状況と事業者別の業務及びその金額

	実施した業務の範囲	契約金額に対する内訳金額（税込、単位：円）
受託者	①～⑤（宮前区の配布拠点への移送を除く）、⑥、⑧～⑮及び再委託業者の管理	19,102,102

	実施した業務の範囲と区域・（世帯数（概算））	契約金額に対する内訳金額（税込、単位：円）
	⑦「区ごとの配布拠点から各世帯への配布（配布員の募集・確保、実配布作業及び日々の配布状況の受託者への報告）」	高津区 多摩区 (229,800)

【再委託】
請負業者A

【特記事項】

※定められた短期間内での配布のため、再委託請負業者Aは配布員：100名の追加確保を行い対応した。

- ・この追加人員の確保に伴い、再委託請負業者Aは一部の町内会に対し配布員の紹介を依頼し、町内会から60名分のリストを受け取り、選挙公報の配布をお願いした。
- ・町内会関係者がその町内会エリアの実配布を行った。
- ・なお、この配布に伴い、再委託請負業者Aは配布費用として総額約70万円を町内会に渡した。

令和3年市長選挙及び衆議院議員総選挙における選挙公報の配布業務について③

	実施した業務の範囲と区域・(世帯数(概算))	契約金額に対する内訳金額 (税込、単位：円)
【再委託】 請負業者 B	⑤選挙公報の保管場所から担当エリア(宮前区の一部)の配布拠点への移送	6,423,900
	⑦「配布拠点から各世帯への配布(配布ネットワークの確保及び日々の配布状況の受託者への報告、再々委託先の協力会社への教育、配布状況の管理)」	

	実施した業務の範囲と区域・(世帯数(概算))	再委託請負業者 B から 協力会社9社への支払総額 (税込、単位：円)
【再々委託】 請負業者 B の 協力会社 9 社	⑦「配布拠点から各世帯への配布」のうち実配布作業	(6,073,620)

4 その他の衆議院議員総選挙における選挙公報の配布業務に係る再委託等の状況

行政区	受託者名	世帯数 (概算)	他事業者への再委託の有無等
川崎区	(有)地域文化振興社	131,250	22事業所へ再委託
幸区		88,100	
中原区	(株)アト	136,400	4社へ再委託
宮前区の一部	宮前郵便局	16,300	無
宮前区一部	(株)こころざし	7,900	無
麻生区	(株)メディア・ソリューション・センター	83,200 (市長選挙 772,400)	2社へ再委託 (その他市長選挙 ：9社へ再委託)

※選挙管理委員会事務局は上記受託者4社における業務履行に伴い、受託者が協力会社と連携して選挙公報を配布することを把握していたが、一部業務の再委託をするにあたって必要となる事前申請が受託者からなされていないことに気づかなかった。

5 検証結果

- 受託者は業務の一部を第三者に委託しようとする場合における委託契約約款に定める再委託等の書面を提出しなかった。
- 選挙管理委員会事務局は受託者による業務履行に伴い、受託者が協力会社と連携して選挙公報を配布することを把握していたが、新たに実施した委託業務を進めるに伴い、一部業務の再委託をするにあたって必要となる事前申請が受託者からなされていないことに気づかず、それを正さなかった。
これに伴い、選挙管理委員会事務局は再委託請負業者による業務履行の体制等の確認や指導等を十分に行っていなかった。
- 「衆議院議員総選挙における選挙公報の配布業務(高津区・宮前区(一部)・多摩区)」に係る受託者及び再委託請負業者が実施した各業務及び契約金額を確認した結果、業務の一括委託等と認められる状況は確認できなかった。
- 今回の市長選挙・衆議院議員総選挙における選挙公報の配布業務について、受託者のみですべての業務を行ったのは、配布エリアの世帯数規模(概算)が20,000世帯未満の2社(宮前郵便局を含む)だけであった。
- その他の受託者4社は、定められた配布期間における配布について、自社のみで配布人員を確保することができず、再委託及び再々委託を行い、同業他社や協力会社等が有する配布ネットワークや人員を活用し業務を行っていた。
- 上記の(4)・(5)の結果から、選挙公報の配布業務については、業務の性格上、業務の主要な部分を除く一部の業務については、あらかじめ再委託を踏まえ発注する必要がある。

6 今後の再発防止等の対応

- 選挙公報の配布業務に係る「仕様書」を改善し、委託契約約款に規定する「受注者が業務の一部(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとする場合」の手続き等について明記する。
- 選挙管理委員会事務局職員全員を対象に委託契約に係る適正な事務手続について、財政局職員による研修の実施や手順書の作成等により周知徹底を図るとともに、その執行にあたっては管理監督者による確認を徹底する。
- 内部統制の実施におけるリスクチェックリストを活用した予防措置を行う。
- 選挙公報の配布業務に係る事業者への受託の可否を事前に確認する際は、複数職員により事業者に対して、判断する際に必要となる情報(履行すべき業務内容やそのスケジュール、体制確保等に必要となる条件等)について、十分に説明・確認を行い、その内容を管理監督者が確認を行う。
- 受託業者決定後の打ち合わせにおいては、業務実施に伴う体制や再委託の有無、再委託を行う際には、その内容や体制等を十分確認するとともに、委託契約約款に基づく手続きを徹底する。
- 急な選挙執行等に備え、選挙公報の配布業務に受託可能な事業者をあらかじめ調査・把握するとともに、より多くの入札参加業者が参加できるように、行政区エリアごとの業務発注を行い、選定にあたっての競争性を確保する。